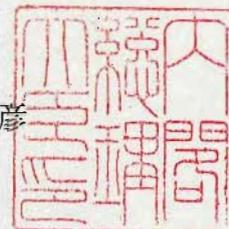


消取引991号
平成24年12月14日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）第64条及び特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第59号。以下「改正法」という。）附則第2条第5項の規定に基づき諮問します。

記

改正法による改正後の法第26条第5項第2号及び第58条の17第2項第2号に規定する適用除外の対象として政令で定める取引の態様、同法第58条の4に規定する規制の対象としない物品並びに同法第66条第2項に規定する密接関係者の定めに係るものに関し、別紙のとおり特定商取引に関する法律施行令の改正を行うことについて

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）の概要

1. 訪問購入に関する規定の導入に係る所要の措置（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）26条第5項第2号）

特定商取引に関する法律施行令（以下「特商法施行令」という。）第8条第2号及び第3号に規定する「顧客」の判断基準となる過去の取引について、特商法の訪問販売に関する規定のみならず、今回の法改正で新たに導入される訪問購入に関する規定に照らしても適正な取引であることを前提とすべき旨、確認的な改正を行う。

2. 規制対象としない物品（特商法第58条の4）として特商法施行令で定める物品

特商法第58条の4において、政令で定めることで規制の対象としない物品の要件として、次の（ア）又は（イ）の要件に該当することが求められているところ。

- （ア）訪問購入に係る売買契約の相手方（売主たる消費者）の利益を損なうおそれがないと認められること。
- （イ）規制対象となった場合、流通が著しく害されるおそれがあると認められること。

（ア）又は（イ）の要件を満たすものとして政令で定める物品を次の（1）～（5）とする。

【（ア）の要件を満たすもの】

- （1）家電（携行が容易なものを除く。）
- （2）家具

※具体例については別途通達等で明示する予定であるが、以下のような物品がそれぞれ該当すると考えている。

- （1）：電気冷蔵庫、電気洗濯機、エアコンディショナー、テレビジョン受信機等
- （2）：たんす、机、いす、鏡台等

【（イ）の要件を満たすもの】

- （3）自動車（二輪のものを除く。）
- （4）書籍並びにCD、DVD及びゲームソフト類
- （5）有価証券

3. 規制の適用除外とする取引態様（特商法第58条の17第2項第2号）（※）として特商法施行令で定める取引態様

（※）ただし、氏名等の明示義務、勧誘される意思の確認義務、再勧誘の禁止の3点は引き続き規制あり。

特商法第58条の17第2項第2号において、政令で定めることで規制の適用除外（一部除く。）とする取引態様の要件として、次の（ア）かつ（イ）の要件に該当することが求められているところ。

（ア） 営業所等以外の場所において売買契約の申し込みを受け又は売買契約を締結することが通例であること。

（イ） 通常、訪問購入に係る売買契約の相手方（売主たる消費者）の利益を損なうおそれがないと認められること。

（ア）及び（イ）の要件を満たすものとして政令で定める取引態様を次の（1）～（3）とする。

（1）いわゆる「御用聞き」の関係にある購入業者と売主たる消費者との間で行われる訪問購入

店舗を有する購入業者が顧客台帳等に基づき、定期的に住居を巡回訪問して行う購入を指す。

（2）いわゆる「常連取引」の関係にある購入業者と売主たる消費者との間で行われる訪問購入

店舗を有する購入業者の場合は、当該訪問の日より前1年間に当該購入事業に関して取引が1回以上あった相手方を訪問して行う購入を指し、店舗を有さない購入業者の場合は、前1年間に取引が2回以上あった相手方訪問して行う購入を指す。

（3）転居に際して行われる訪問購入

転居に際して不要となる物品を処分するため、当該物品の査定等を依頼された購入業者と売主たる消費者との間で行われる訪問購入を指す。

4. 購入業者の密接関係者と、当該密接関係者に対して主務大臣が報告又は書類等の提出を命じることができる事項（特商法第66条第2項）

特商法で定められている義務規定や禁止規定を購入業者が遵守している

か否かを調査するために、主務大臣が報告徴収等を行うことができる密接関係者と、各密接関係者に対する調査の上で必要となる事項をそれぞれ次のとおり定める。

【主務大臣が報告徴収等を行うことができる購入業者の密接関係者】

(1) 訪問購入に関する事項であって、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者

(2) 購入業者が売買契約の相手方から購入した物品を引き渡した第三者

【当該密接関係者に対して主務大臣が報告又は書類等の提出を命じることができる事項】

(1) に対して：訪問購入に関する事項であって、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼす重要なものの告知又は表示に関する事項

(2) に対して：当該引渡しに関する事項

以上